

平成30年第6回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	平成30年6月29日（金）	13時00分 開会 14時10分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	報告第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 5	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 6	議案第2号 農地所有適格法人の要件認定について	
日 程 第 7	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 吉村 智之	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一		7 友澤 勇司	8 児嶋 和美
9 松橋 聡	10 藤井 浩行	11 山口 一行	
		15 松浦 敬貴	16 本間 保利
	18 小崎 勝敏		20 渡辺 健一
21 越智 淳一	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 青柳 敏孝			
5. 欠席委員			
6 関口 哲治	12 中原 修	13 安藤 弘司	
14 秋葉 宏之	17 如澤 寿生	19 栗田 淳	
6. 事務局			
事務局長	松井 薫		
主 幹	宮本 則幸		

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から平成30年第6回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、19名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により23番 長屋委員、及び24番 島田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日とし、報告1件、議案3件を提案したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とし、報告1件、議案3件を提案することに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成30年5月28日に開催されました平成30年第5回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>5月29日(火)役場会議室におきまして、農地斡旋会議が開催され、これに小崎委員が出席しております。</p> <p>5月30日(水)東京都におきまして、平成30年度全国農業委員会会長大会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>6月8日(金)役場会議室におきまして、農地斡旋会議が開催され、これに佐藤委員、姉崎委員、松橋委員、安藤委員、松浦委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>6月20日(水)議会議場におきまして、第2回湧別町議会定例会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>6月26日(火)札幌市におきまして、北海道農業会議第85回総会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>6月27日(水)札幌市におきまして、第39回北海道農業者年金</p>

事務局	<p>協議会総会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>6月29日(金)湧別町コミュニティーセンターにおきまして、湧別町農業者年金協議会理事会及び代議員会が開催され、これに会長はじめ各委員が出席しております。</p> <p>本日、平成30年第6回湧別町農業委員会総会を開催しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
議長	<p>日程第4、報告第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。</p> <p>別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において5件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、栄町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は54,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年2月28日から平成33年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年4月27日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、2番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、栄町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は22,447㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成20年12月25日から平成30年12月24日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年5月2日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、3番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●の内外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は20,500㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成20年12月25日から平成30年12月24日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成30年5月2日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、4番、利用権の設定をした者、北兵村一区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、屯田市街地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は16,308㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年8月21日から平成30年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成30年5月9日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の4ページをご覧ください。番号5番、利用権の設定をした者、上芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は東芭露●●番外計26筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は88,352㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年3月30日から平成33年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成30年6月13日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これで朗読説明が終わりました。報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p> <p>日程第5、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局

議案書の5ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において5件提出されております。

内容を説明しますので、議案書の6ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに川西、●●●●さんです。

土地の所在ですが、川西●●番●外計3筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は13,019㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は中原委員、友澤委員、松橋委員でございます。
(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに信部内、●●●●さんです。

土地の所在ですが、信部内●●番で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は13,491㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は松橋委員、中原委員、友澤委員でございます。
(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに計呂地、●●●●さんです。

土地の所在ですが、計呂地●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は7,361㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は栗田委員、如澤委員、越智委員でございます。
(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者ともに上芭露、●●●●さんです。

土地の所在ですが、上芭露●●番●外計7筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は13,096㎡で、利用状況は雑種地、宅地及び山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は長屋委員、児嶋委員、越智委員でございます。
(別冊資料8・9ページにより位置説明)

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに東、●●●●さんです。

土地の所在ですが、東●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は10,548㎡で、利用状況は施設用

事務局	<p>地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は鈴木委員、久保委員、友澤委員でございます。 (別冊資料10ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第1号の質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第1号の採決を行います。 おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の11ページをご覧ください。 議案第2号、農地所有適格法人の要件認定について。 株式会社 デイリープラントについて、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人要件並びに農地法関係事務にかかる処理基準における農地所有適格法人の判断基準にある、「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」「農業従事要件」を満たしていると認定するものです。 このあと農地利用集積計画でも説明いたしますが、その前に認定をするものです。 まず、新会社であります「株式会社 デイリープラント」の概要について若干ご説明をいたします。 会社設立は、平成29年12月25日。所在地は東芭露●●番地の●●で、役員には代表取締役として、●●●●さんが就任しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>

委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案の通り可決されました。</p> <p>日程第7、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の18ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が9件、賃借権が13件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の19ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計5筆で合計面積は99,116㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年9月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,906,000円でございます。</p> <p>(別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、2番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、北兵村二区●●番外計10筆で合計面積は40,299㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p>

事務局

す。

所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月2日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,698,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして、3番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●外計13筆で合計面積は26,112㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月2日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6,528,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。番号4番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、札幌市●●番●外計3筆で合計面積は19,564㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月2日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,325,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして、5番、所有権の移転をする者は、旭、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●で面積は29,340㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,520,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

事務局

続きまして、6番、所有権の移転をする者は、旭、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計7筆で合計面積は78,622㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,911,000円でございます。

(別冊資料16・17ページにより位置説明)

続きまして、7番、所有権の移転をする者は、釧路市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、緑陰●●番外計4筆で合計面積は20,074㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,405,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして、8番、所有権の移転をする者は、釧路市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、緑陰●●番外計2筆で合計面積は21,733㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,521,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして、9番、所有権の移転をする者は、緑陰、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、緑陰●●番で面積は41,066㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年6月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、650,000円でございます。

事務局

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。賃借権でございます。

番号、1番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、東芭露●●番外計26筆で合計面積は88,352㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年6月29日から平成33年12月31日までの4年間となっております、賃貸価格は242,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、2番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内外計4筆で合計面積は42,947㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年6月29日から平成30年12月24日までの1年間となっております、賃貸価格は240,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして、3番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内で面積は13,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年6月29日から平成33年11月30日までの4年間となっております、賃貸価格は63,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして、4番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内外計2筆で合計面積は41,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年6月29日から平

事務局

成 3 3 年 1 1 月 3 0 日までの 4 年間となっており、賃貸価格は 2 0 0, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 ページにより位置説明)

続きまして、議案書の 2 2 ページをご覧ください。番号 5 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番外計 2 筆で合計面積は 2 8, 8 2 3 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成 3 0 年 6 月 2 9 日から平成 4 0 年 6 月 2 8 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 2 1 6, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 0 ページにより位置説明)

続きまして、6 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内で面積は 2 4, 7 9 6 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成 3 0 年 6 月 2 9 日から平成 4 0 年 6 月 2 8 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 1 8 5, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 1 ページにより位置説明)

続きまして、7 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計 2 筆で合計面積は 1 6, 6 8 5 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成 3 0 年 6 月 2 9 日から平成 4 0 年 6 月 2 8 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 1 3 3, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 2 2 ページにより位置説明)

続きまして、8 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●●●●さんでございます。

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>4番 姉崎委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(姉崎委員着席)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に22ページ12番の質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、3番 吉村委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(吉村委員退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから22ページ12番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。3番吉村委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(吉村委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>

議 長

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、平成30年第6回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時10分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長 青 柳 敏 孝

署名委員 長 屋 教 幸

署名委員 島 田 宗 央